平成２９年（フ）第５０号
熊本県八代市松江町496番地２（A101）
債務者　那須賀津人
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第１０４号
宮城県遠田郡美里町字志賀町１丁目16番地７コーポ大崎202号
債務者　三塚　美紀
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
宮城県大崎市松山千石字松山206番地１　アンソレイユ松山202号、従前の住所宮城県大崎市古川狐塚字稲荷26番地１
債務者　五十嵐裕喜
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
鹿児島県南九州市川辺町清水9413番地31
債務者　小屋敷かおり
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第６５５号
神戸市須磨区西落合４丁目１番235―101号
債務者　都築　昌彦
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６６４号
神戸市兵庫区今出在家町１丁目10番７号真砂荘２Ｆ
債務者　大町　哲人
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７３５号
兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目649番地　自由が丘マンション206号
債務者　藤川　義明
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７４１号
神戸市長田区長田天神町５丁目６番13号　勝ハイツ101号
債務者　朝川ふみ子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７４４号
神戸市須磨区車字大道1250番地の１　605号
債務者　金本雄太こと　金　雄太
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６号
山口県岩国市錦見８丁目22番19号　宇佐川アパート102
債務者　神尾美江子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第１１１９号
名古屋市北区楠５丁目505番地の10
債務者　河原　仁美
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７８号
熊本市中央区南熊本３丁目13番13号　アメニティイン南熊本105
債務者　谷川登志子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１３１号
広島県福山市神辺町字西中条956番地３、前住所広島県福山市旭町２番10号
債務者　本田真奈美
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１３２号
広島県福山市神辺町字西中条956番地３、前住所広島県福山市城見町１丁目１番18号コーポラス北川205
債務者　泰翔産業こと　本田　深雪
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１５７号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番36―502号
債務者　山口　時彦
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第５０１号
神奈川県平塚市横内2282番地　メゾンヴェルデⅢ101
債務者　園部　祐太
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部